令和７年度 文化教養講座受講料補助制度実施要領

１　制度の目的

会員の文化教養講座への受講について補助金を交付することによって豊かな余暇活動を援助する。

２　受講料補助の対象

指定文化教養施設において開講される講座（オンライン講座を除く）を受講すること。ただし、１か月に２回以上講義または実習がある講座を対象とし、３か月以上継続して受講すること。

３　利用料補助の期間

令和７年４月１日～令和７年１２月３１日受講分

４　指定文化教養施設

① 朝日カルチャーセンター

② 中日文化センター

③ ＮＨＫ文化センター

④名鉄カルチャースクール

⑤ 名古屋市生涯学習センター

上記の各地の教室または施設を含む。

５　受講料補助額

会員が受講した講座の受講料の一部または全額を補助する。ただし、１人１講座以内で、年度３，０００円の支給を限度とする。

６　補助金の請求方法

令和７年度文化教養講座受講料補助金請求書に各施設の発行した３か月分の領収書を添えて共済会へ提出する。領収書は補助金を請求する会員本人の氏名が明記されたものとする。

７　補助金の支給

（１）４月から９月に受理した請求については１０月に支給し、１０月から１２月に受理した請求については１月に支給する。

（２）補助金の支給は、請求書に記入された会員本人名義の口座に振り込む。